平成２８年（フ）第１９２５号
福岡市東区御島崎１丁目８番407号
破産者　田中　雅至
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５号
福岡市南区野間４丁目２番10号
破産者　古川　祐介
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２３８号
福岡県糟屋郡志免町別府２丁目11番20―201号
破産者　白浜　佳久
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８９５号
福岡市早良区荒江２丁目13番１―407号
破産者　河北　裕治
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９９５号
福岡県糸島市浦志２丁目２番27―102号
破産者　山口　英治
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０１号
沖縄県那覇市具志３丁目４番９号　メゾンルミエール403
破産者　小松　邦久
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１０８２号
札幌市厚別区上野幌３条５丁目17番１―107号
破産者　荒牧　英樹
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５７３号
北海道石狩市樽川３条１丁目47番地１　樽川北団地Ｄ―209
破産者　水村　義行
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５７４号
北海道石狩市樽川３条１丁目47番地１　樽川北団地Ｄ―209
破産者　水村　博美
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５７５号
札幌市北区北27条西14丁目３番13号　トミイビル２号
破産者　川村　智枝
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４２号
秋田県由利本荘市岩城亀田大町字中町６番地
破産者　田口　康彦
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２８年（フ）第１５６号
茨城県龍ケ崎市7761番地　遠藤住宅
破産者　古川　修一
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第６４７号
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南１丁目５番地16　天王山レジデンス高野台102
破産者　佐藤　弘子（旧姓三浦）
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６５８号
埼玉県草加市旭町６丁目１番17―205号
破産者　岡本　　悟
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６５９号
埼玉県草加市旭町６丁目１番17―205号
破産者　岡本紀美代
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６７１号
埼玉県草加市柳島町229番地　サンパレス101号、旧住所埼玉県草加市遊馬町970番地１
破産者　仲川　貴弘
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６９２号
埼玉県草加市高砂１丁目８番35―301号
破産者　カラーショップこと　永田　　仁
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２０１号
山梨県甲府市上積翠寺町1614番地、開始決定時の住所山梨県甲府市古府中町1525番地２
破産者　保坂　　学
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係